新潟商工会議所　E-MAIL通信

発行日：2025/6/24

2025 6 Vol.247

新潟市中央区万代島５番１号　万代島ビル7F

HP:https://www.niigata-cci.or.jp　E-mail:office@niigata-cci.or.jp

当所6月会報誌は
こちらからチェックできます！

CONTENTS - 6月のラインナップ

「特 集」　ビジネス情報交換会（7/29開催）…３　“同世代ネットワーク”を広げるチャンス！

≪注目トピック≫
・1口3,300円で花火の観覧席に！　…1
　ー「新潟まつり市民協賛」受付中

・無料でPR！「会員ねっとWork」掲載企業を募集　…4

≪セミナー情報≫
・価格転嫁15のテクニックセミナー（7/18開催）　…1

≪調査・統計≫
・日本商工会議所　LOBO 2025年５月結果　…3

≪労務・人事の基礎知識≫
・フリーランス/事業者間取引適正化等法　…２
　⇒フリーランスと取引する企業は要注意？
　新ルールのポイントを解説

≪健康・生活≫
・医療コラム： 定期的な歯科受診をしましょう　…4
　⇒放っておくと全身の健康にも影響が！？

SEMINAR

仕入れ高騰にどう打ち勝つ？――価格転嫁“実践”セミナー

ZOOM 受講無料！

仕入れコストが上がるのに、値上げは言い出しにくい…。
そんな悩みを解決する “ 価格転嫁力” を 2 時間でサクッと学びませんか？

- 価格転嫁 15 のテクニック（減量法／階段式／便乗法など）を解説
- 利益と価格の関係、適正価格の決め方
- 物価高時代に注意したいポイントもまとめてチェック

【講　師】
・株式会社経営科学研究所
　代表取締役
・中小企業診断士
はつかの　ひろあき
初鹿野　浩明　氏

7月18日（金）14：00～16：00

詳細・お申込みはwebから >>>

PICK UP!
今月の注目ポイント

1口 3,300円で花火の観覧席に！
～ 新潟まつり市民協賛受付中 ～

2025年8月8日（金）～10日（日）開催予定の「新潟まつり」では、皆さまからのご協賛を受付中です。1口3,300円のご協賛特典として、新潟陸上競技場の観覧席にご入場可能（１口につき2人まで入場できます）。
ご家族やご友人と、ゆったり花火を楽しみたい方におすすめです。お申込みはWEBフォームまたはFAXで簡単。**花火と一緒に、まつりを応援してみませんか？**

【協賛募集期間】　2025年７月18日（金）まで

【申 込 方 法】　WEBフォームまたはFAX

【協 賛 特 典】
新潟花火　観覧席（新潟市陸上競技場の一部）
→入場券は申込・入金完了後、7月末までに送付予定

詳細・お申込みはwebから >>>

労務管理のお知らせコーナー

6月号

今月のテーマ［フリーランス・事業者間取引適正化等法］

鷲頭社会保険労務士事務所　鷲 頭　正

今回は、２０２４年１１月に施行された「フリーランス・事業者間取引適正化等法」について概要を確認します。事業者がフリーランスの方に業務を委託する場合の留意点です。

＜法律の目的＞

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

① フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化

② フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

＜法律の適用対象＞

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス　：業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者　：フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引している」方も含まれる場合もありますが、これらの方にはこの法律における「フリーランスに」にはあたりません。

＜事業者がフリーランスに業務を委託するときの義務項目＞

1. 書面等による取引条件の明示

業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること

「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」

2. 報酬支払期日の設定・期日内の支払

発注した物品等を受け取った日から数えて 60 日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと

3. 禁止行為

フリーランスに対し、１か月以上の業務委託をした場合、次の７つの行為をしてはならないこと

● 受領拒否、● 報酬の減額、● 返品、● 買いたたき、● 購入・利用強制、● 不当な経済上の利益の提供要請、● 不当な給付内容の変更・やり直し

4. 募集情報の的確表示

広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、

・ 虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと

・ 内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと

5. 育児介護等と業務の両立に対する配慮

6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと

6. ハラスメント対策に係る体制整備

フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること

①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など

7. 中途解除等の事前予告・理由開示義務

6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、

・原則として 30 日前までに予告しなければならないこと

・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

☆詳しい内容については、労務管理の専門家にお聞きください！新潟県社会保険労務士会ホームページ https://www.sr-niigata.jp/

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

【発注事業者】	【義務項目】	【フリーランス】
■ フリーランスに業務委託をする事業者 ■ 従業員を使用していない	1	・業務委託の相手方である事業者 ・従業員を使用していない
■ フリーランスに業務委託をする事業者 ■ 従業員を使用している	1，2，4，6	
■ フリーランスに業務委託をする事業者 ■ 従業員を使用している ■ 一定の期間以上行う業務委託である ※「一定の期間」は、3は1か月、5･7は6か月 契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含みます。	1，2，3，4，5，6，7	

＜違反行為への対応＞

① フリーランスは、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省に対して、発注事業者に本法違反と思われる行為があった場合には、その旨を申し出ることができます。

② 行政機関は、その申出の内容に応じて、報告徴収・立入検査といった調査を行い、発注事業者に対して指導・助言のほか、勧告を行い、勧告に従わない場合には命令・公表をすることができます。命令違反には50万円以下の罰金があります。

③ 発注事業者は、フリーランスが行政機関の窓口に申出をしたことを理由に、契約解除や今後の取引を行わないようにするといった不利益な取扱いをしてはなりません。

出典：「ここからはじめるフリーランス・事業者間取引適正化等法」（内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）

☆詳しい内容については、労務管理の専門家にお聞きください！新潟県社会保険労務士会ホームページ https://www.sr-niigata.jp/

EVENT　7/29（火）は“同世代ネットワーク”を広げるチャンス！

入社３年目以内の若手社員、創業３年以内の若手起業家のみなさん。
「同世代のビジネス仲間と話せる場がほしい」「自社を気軽にＰＲしたい」
そんな声に応えるビジネス情報交換会を開催します。

日　時：７月29日（火）14：30～20：00（懇親会付）
会　場：万代島ビル6F　会議室
参加費：6,000円（税込）
定　員：20名（先着順・１事業所１名）
対　象：若手社員・若手起業家（いずれも３年以内）

詳細・お申込みは webから

自社PRタイムや異業種交流で　“営業力”　や　“アイデア”　を磨ける１日
人脈づくりの第一歩に、ぜひご参加ください！

日本商工会議所　早期景気観測　調査結果のポイント　LOBO 2025年５月結果

業況DIは、大型連休中の消費が振るわず、ほぼ横ばい先行きは、米国関税措置への懸念拭えず慎重な見方

- **全産業合計の業況DIは、▲18.0（前月比＋0.5ポイント）**
- 建設業では、設備投資をはじめとした民間工事の持ち直しで改善した。小売業は、長引く消費の低迷に加え、為替の円高方向への推移でインバウンド需要にも落ち着きが見られ、悪化した。その他の業種では、好材料はありつつも、消費低迷、米国関税措置への懸念、コメ価格の高騰などが足かせとなり、ほぼ横ばいにとどまった。
- 設備投資需要は堅調に推移しているが、米国関税措置が足かせとなっている。コメ価格を含む物価高により、消費マインドも低迷している。今年の大型連休はこうした状況に日並びの悪さが加わったことで、消費が例年と比べると振るわず、中小企業の業況はほぼ横ばいにとどまった。
- **先行き見通しDIは、▲17.4（今月比＋0.6ポイント）**
- 高い水準での賃上げが続いており、消費マインドの改善を下支えすることが期待される。為替の円高方向へのシフトや、原油価格の下落といった好材料の動きも見られる。
- 一方、コメ価格の高騰など、物価上昇は継続する見込みであるほか、人手不足の状況にも改善の兆しは見えない。また、先月から引き続き米国関税措置が日本経済に与える影響を懸念する声が多数聞かれるなど、今後の動向の不透明さが拭えず、先行きは慎重な見方となっている。

定期的な歯科受診をしましょう

医療コラム

（一社）新潟県労働衛生医学協会　業務部健康づくり推進課
保健師　菊地　香

皆さんは歯科検診を定期的に受けていますか。厚生労働省の令和4年歯科疾患実態調査によると、30代の3人に1人が進行した歯周病を抱えており、年齢が上がるにつれ、増える傾向にあります。歯や口腔の健康は全身の健康にも関係しています。
今回は、歯周病予防のための定期的な歯科受診の大切さについてお話します。

1　歯周病による全身への影響

歯周病は、歯と歯ぐきの隙間（歯周ポケット）に細菌が入り込んで起こる感染症で、歯肉に炎症が起きることで、歯ぐきや骨などの歯周組織が破壊されてしまう病気です。
歯周病の直接の原因は、歯周病菌をはじめとした細菌の塊「歯垢（プラーク）」です。歯垢は、歯とほぼ同じ乳白色で水に溶けにくく、うがいをするだけでは取り除けません。歯垢は歯と歯ぐきの隙間にたまりやすく、ここで増殖した歯周病菌が作り出す毒素などによって、歯ぐきの内部で炎症を引き起こします。歯ブラシ等で取り除けなかった歯垢は、再石灰化し硬い汚れの歯石へと変化します。
歯周病の症状としては、歯肉の出血、口臭がきつくなる、歯がぐらつく等があります。症状が進行すると、口内で増殖した歯周病菌や炎症性物質が歯肉の毛細血管から全身の血流をめぐり、インスリンの働きを悪くさせ、糖尿病悪化の他、動脈硬化による脳疾患や心疾患、肺炎、骨粗しょう症などのリスクを高めます。

2　定期的な歯科受診で歯周病予防

歯周病予防は、その元凶である歯垢や歯石をしっかり取り除くことが必須です。歯周病は毎日きちんと歯を磨いていても、気づかないうちに進行しがちです。毎日の歯磨きで歯ブラシだけでなく、歯間ブラシやフロスを使用するほか、痛みや違和感などがなくても、年2回以上は定期的に受診して、歯と口腔の状態をチェック、そしてケアしてもらうことが大切です。定期的に歯科医を受診するメリットは、次の3点です。

①毎日の歯磨きで落とせない歯石を除去できる。
②気づきにくいむし歯や歯周病にもいち早く対処できる。
③適切なセルフケアの方法をアドバイスしてもらえる。

なお、当会では保健師による口腔の健康に関する教育活動もおこなっています。どうぞお気軽にご連絡ください。
電話：025-232-0151
（新潟県労働衛生医学協会　業務部健康づくり推進課）

無料でPR！会議所会報 ”会員ねっとWork” 掲載企業を募集中

- 新潟商工会議所会報（約4,700部発行）に無料で掲載
- 新製品・新サービス・店舗改装などを　文章＋写真　1～2点　で紹介
- 取材・原稿作成・撮影は担当者がサポート（新潟市内のみ対応）

【申込方法】
申込書を　FAX：025-290-4421またはメール：service@niigata-cci.or.jp　へ送信するだけ！
お問合せ：会員サービス課　TEL：025-290-4411
「自社をもっと知ってほしい」――そんな皆さま、ぜひご活用ください。

詳細・お申込みは
こちらをCHECK！

6月号会員ねっとwork記事はこちらから